

ウォークアブル推進都市について

令和2年2月13日
 商工観光部
 建設部
 都市整備部

1 概要

盛岡市は平成21年に「もりおか交通戦略」を策定し、マイカーを削減し、歩行者・自転車中心のまちづくりに取り組んでおり、さらに令和元年度には、コンパクト・プラス・ネットワークの実現のため、「地域公共交通網形成計画」が策定され、「立地適正化計画」を3月末に策定する予定としている。

そうしたなか、令和元年7月に国から、歩行者を中心とした街路空間の再構築や官民連携による沿道や地域と一体となった街路空間の利活用を推進し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成することで都市の再生を図る施策が発表された。その施策に賛同するウォークアブル推進都市の募集が開始され、8月に盛岡市はウォークアブル推進都市に応募し、さらなる歩行者中心のまちづくりを推進するものである。

2 市におけるこれまでの取り組み

これまで行ってきた歩行者中心のまちづくりに関する取り組みは、以下のとおりである。

- (1) もりおか交通戦略（平成21年10月策定）
- (2) 中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（第1期中心市街地活性化基本計画 平成20年7月策定）
- (3) 盛岡観光推進計画（平成27年3月策定）

3 国の施策（まちなかウォークアブル推進事業）

都市再生整備計画事業（社総交）等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲内の区域内（まちなかウォークアブル区域）における街路等の既存ストックの修復・利活用を支援する「まちなかウォークアブル推進事業」を令和2年度から新たに創設することとしている。

主な補助メニューは以下のとおりである。

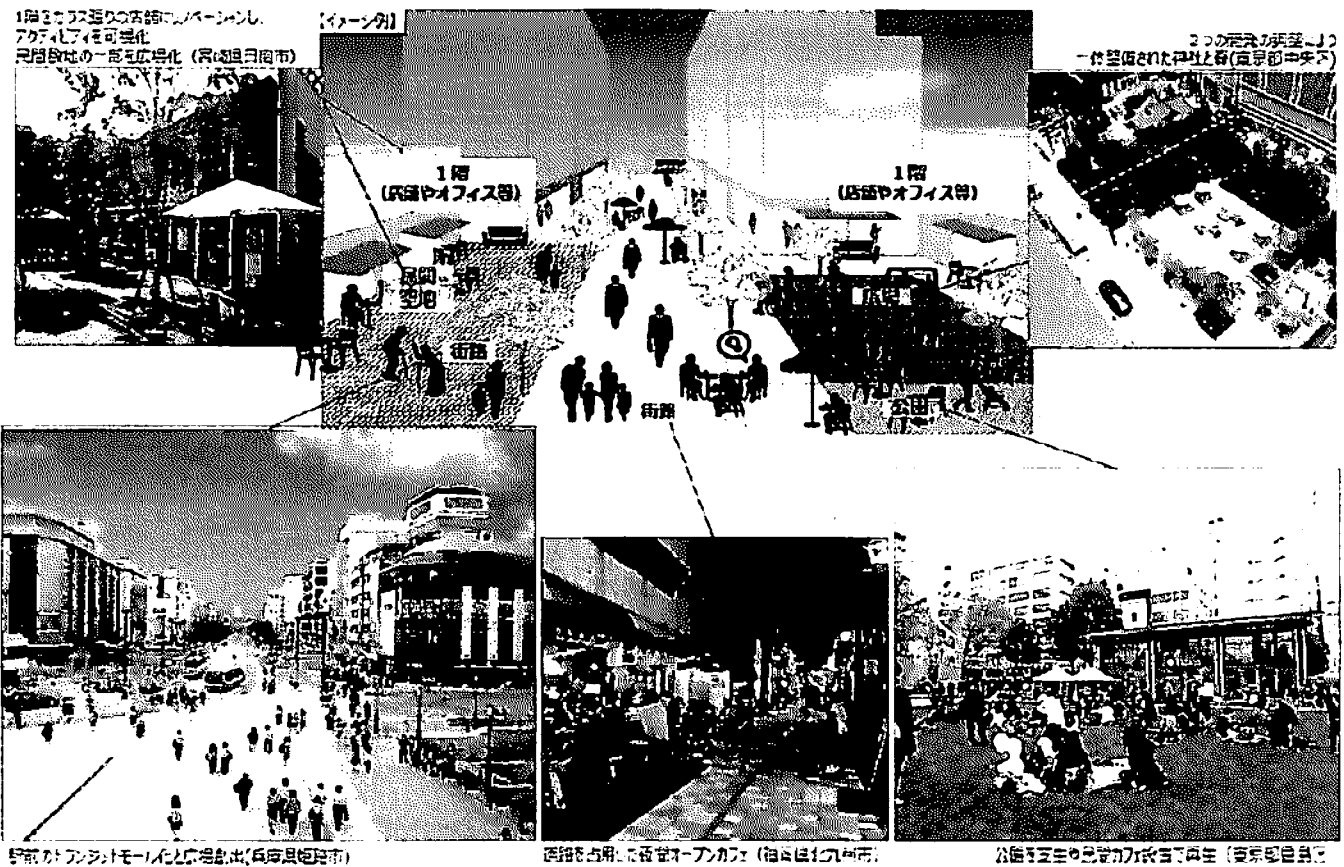
- (1) ウォークアブルな空間整備
 - ア 道路、公園、広場等既存ストックの修復・改変
 - イ 上記を支える周辺環境整備（通過交通を排除する環状街路、公共交通基盤の整備 等）
- (2) アイレベルの刷新（1階部分の公共空間への提供、オープン化（ガラス張り等）の修景整備）
- (3) 滞在環境の向上
- (4) 景観の向上

4 今後の予定

ウォークアブル推進都市を進めるに当たり、既存公共空間の修復・改変とあわせて、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の利活用を進め、にぎわい創出などの持続的なまちづくり活動を実施する必要がある。

令和2年度 公共空間（街路空間）を活用した官民連携による社会実験
 補助対象要件となるまちなかウォークブル区域の指定を目指す
 令和3年度～ 地域（商店街等）と連携した沿道を含めた街路空間の利活用の推進
 街路空間の再配分、高質化（歩道舗装材や照明灯等）の検討
 民間等のリノベーションを誘導し、中心市街地の活性化を図る
 ※上記は、今後地域と連携した検討を進めるため、変更となる場合がある。

◇居心地がよく歩きたくなるまちなかイメージ



◇公共空間の利活用イメージ

